

平成20年第4回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成20年12月9日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（14名）

1番 高畑広視 2番 宮崎昌宗 3番 峯 新一 4番 三田敏和
5番 安元慶彦 6番 大山 晃 7番 中 宏 8番 増矢年克
9番 茂呂孝志 10番 古野啓藏 11番 福島文博 12番 亀頭寿太郎
13番 坪根秀介 14番 村上正弘

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 鶴田忠良・ 教育長 百留隆男・ 副町長 奥野勝利
会計管理者 小川正知・ 総務課長 友岡みどり
企画情報課長 矢野洋一・ 税務課長 末松克美・ 住民課長 廣崎誠治
健康福祉課長 坪根勝磨・ 産業振興課長 川口 彰・ 建設課長 古原典幸
教務課長 福本豊彦・ 総合窓口課長 末吉秋雄・ 総務係長 岡崎 浩

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 中 豊

○議事日程

平成20年第4回定例会議事日程（1日目）

平成20年12月9日 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 4号 上毛町教育委員会委員の任命について

日程第 5 議案第52号 上毛町立児童遊園条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第53号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第4号）

日程第 7 議案第54号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 8 議案第55号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第56号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第57号 土地改良事業計画変更について

日程第11 議案第58号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第12 議案第59号 吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更について

○ 会 議 の 経 過 （初日）

開会 午前10時00分

○議長（村上正弘君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。一礼して御着席を願います。

ただいまの出席議員は全員です。ただいまから平成20年第4回上毛町議会定例会を開催します。

本日の会議を開く前に、平成20年10月1日に高齢者叙勲の発令がなされ、福島文博議員が、多年にわたり地方自治の発展に尽力されました功績により、旭日双光章を授与されました。大変おめでとうございます。今回の叙勲の受章は、上毛町議会といたしましても大変名誉なことであり、喜ばしいことでもあります。

このことを皆様に御報告をいたしますとともに、御本人よりあいさつを受けたいと思いますが、福島議員、どうぞ登壇ください。

○11番（福島文博君）私ごとでありまして大変恐縮に存じますが、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、図らずも授章の栄に浴しまして、本当に感激のきわみであります。これもひとえに、皆様方を初め住民の方々の温かい御支援と御指導のたまものであり、衷心より感謝とお礼を申し上げます。今後は上毛町のさらなる発展のために、微力ではありますが研さん、努力を重ねてまいる覚悟であります。今後とも温かい御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、皆様方の御健勝と御多幸を心から祈念しまして、大変簡単ではありますが、あいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（村上正弘君）それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に運営資料として配付しておりますので、ごらんください。

○議長（村上正弘君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、7番 中議員、8番 増矢議員を指名します。

○議長（村上正弘君）日程第2、会期の決定を議題とします。

お手元「運営資料1-①」をごらんください。

今期定例会の運営について議会運営委員会に審議をお願いしたところ、12月5日

運営委員会を開催をしていただき、今期定例会の会期を本日から19日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日から19日までの11日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から19日までの11日間とすることに決定いたしました。

○議長(村上正弘君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から同意1件、条例案1件、予算案4件、その他3件の計9議案であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。

お手元に配付の「会期日程表(案)」をごらんください。

本日の会議では、議案を一括上程し、町長提出議案について提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。ただし、同意第4号及び議案第58号並びに議案第59号の3議案については、本日審議・採決を行い、残りの議案は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様方をお願いいたしますが、本日審議・採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明に対する質疑に合わせてお願いをいたします。

12月15日に本会議を開催し、一般質問を行う予定です。

12月16日を文教・厚生常任委員会、12月17日を総務、産業・建設常任委員会の開催日にいたしたいと思います。

12月19日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論・採決を行います。

ただいま報告しました議会の運営事項につきましては、議会運営委員会で協議し、決定を受けておりますので、御報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席をいただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（村上正弘君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略をいたします。

日程第4同意第4号、日程第5議案第52号、日程第6議案第53号、日程第7議案第54号、日程第8議案第55号、日程第9議案第56号、日程第10議案第57号、日程第11議案第58号、日程第12議案第59号、以上、9件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鶴田忠良君）改めておはようございます。

ただいまより提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに平成20年第4回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用のところ、御参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、世界経済は、原油・原材料価格の高騰から始まり、アメリカ発の経済不況が深刻な世界的金融危機を招き、日本においては輸出産業の主導的立場にあった自動車産業等が特に打撃を受け、生産縮小による雇用の減少は個人消費を悪化させることとなり、負の連鎖が加速いたしております。そういった中、国は来年度予算編成に向けて財政再建のための骨太方針を3年間凍結し、財政再建路線を転換し、景気対策のための支出を柔軟に行う方針を示しております。とはいえ、現在の財政は国も地方も長期債務が増嵩しており、将来に負担を残さないための財政の立て直しと、長期化が予想される厳しい経済状況からの脱却等の諸施策の実施が課題でもあり、また急務でもあると考えます。この両輪をぶれることなく推進して、国民の願う実体経済の一日も早い回復を期待する次第であります。

本町といたしましては、将来にわたり安定した財政基盤を築くため、行財政改革に取り組むとともに、子育て支援や産業振興などの施策を積極的に推進し、安心、安全に暮らせる元気な上毛町を目標に、全力を傾注してまいってきたところであります。おかげをもちまして、本年度で上毛町が誕生し3年が経過いたしました。合併時の諸課題は一定の解決を見ることができたと考えますし、これからは上毛町発展のため、住民とともにさらなる自主、自律性の高い行政運営を目指さなければならないと考えております。議員各位におかれましても、これまで以上の御支援、御協力を賜ります

よう切にお願い申し上げ、あわせてこれまでの御支援、御協力に感謝を申し上げる次第であります。

では、これより提案理由の説明に入りたいと思います。

本定例会に提出しております案件は、人事案件1件、条例案1件、補正予算案4件、その他3件の計9議案であります。順次説明を申し上げます。

同意第4号 上毛町教育委員会委員の任命について。今回1名の教育委員の任期が満了したことに伴い、新たに教育に識見を有しております小林重則氏を任命するため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第52号 上毛町立児童遊園条例の一部を改正する条例について。町で指定しておりました上野地児童遊園は、活用されることなく空き地化となっておるため、児童遊園としての位置づけを廃止するため条例を改正するものであります。

議案第53号 平成20年度上毛町一般会計補正予算(第4号)。今回の補正予算額は、2,296万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額47億2,334万6,000円であります。

歳出の主なものでありますが、全般的にわたって職員異動に伴い調整を図ったものとなっております。また今回、国において「安心実現のための緊急総合対策」として、積極的に総合的な対策に取り組み、もって地域活性化に資することを目的とした交付金制度が創設されました。その交付金制度に対応するため、新たに緊急性や政策効果の高い施策を予算に反映させております。

また総務費では、現在、社会福祉協議会に貸与しております、かつNPO法人「村のパン屋SUN」が使用しております土地、建物をすべて売却することにしております。そのため倉庫が不足することになりますので、新たにトレーニンググラウンド内の用地に倉庫を設置するための費用を計上いたしております。

次に民生費では、重度心身障害者並びに乳幼児医療費の増嵩により、その所要見込み額及び市立保育所入所者にかかわる運営費等の不足等が主なものであります。

また衛生費では、新型インフルエンザの発生に備えた対応が世界的に急務となっておる中に、町として感染症対策を行うための必要物品購入費、乳児・学童を対象としたインフルエンザ予防接種補助金等であります。

次に農林水産業費では、産業振興策として幅広く住民の協力を得ながら農産物のブランド化を図り、良質で安心、安全な農産物の生産に取り組むための関係費用、また

商工振興費の中で、国内経済の不況により町内中小企業経営の先行きは予断が許されない状況でありますので、そのため本町として可能な救済策を講じることとし、事業資金借り入れに対する保証料等の補助金制度を創設いたしました。

土木費では、永年の懸案事項でありました野添橋かけかえ工事がようやく着手されることとなり、債務負担行為並びにその事業負担金を計上いたしております。

また、災害から住民の生命、財産を保障するため、緊急時の防災対策の強化を図るための費用、教育環境の充実に努めるための予算を計上いたしております。

歳入につきましては、ことし4月の道路特定財源暫定税率の失効による影響額分として補てんされた地方税等減収補てん臨時交付金、国県支出金、さらには財産売払収入を充当いたしているところであります。

議案第54号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。補正予算額は212万9,000円で、歳入歳出予算の総額は9億2,150万4,000円となります。国保加入者の出産が当初見込んでおりました人数より若干増加するということが見込まれますので、出産育児一時金の所要見込み額並びに高齢者医療制度による負担増を緩和するための措置が1年延長されることになりましたことに伴うシステム改修費用が主なものであります。

議案第55号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）であります。補正予算額76万8,000円で、歳入歳出予算総額7,127万6,000円となります。医療器具、設備の老朽化に伴う修繕費を計上したものが主なものであります。

議案第56号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。補正予算額767万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額6,341万6,000円であります。職員異動に伴います人件費の不用額並びに東九州自動車道にかかわる水道管布設がえ工事を計上したものであります。

議案第57号 土地改良事業計画変更について。今年度の尻高地区圃場整備事業費の概要が確定いたしましたので、事業面積並びに事業費を変更いたしました事業計画であります。

議案第58号、議案第59号につきましては、それぞれ記載の理由に基づき提案をした次第であります。

以上、議案の概要を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますの

で、慎重な御審議をいただき、御同意、御可決くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（村上正弘君）提案理由の説明が終わりました。これから、提案理由に対する総括質疑を行います。前にも述べましたが、本日審議、採決する予定の議案に対する質疑は、議案内容の説明の際に行っていただきますよう協力をお願いいたします。

提案理由に対する総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

安元議員。

○5番（安元慶彦君）ただいま町長のほうから、前段の一般的な見解といたしますか、世界不況の中で100年に1回ぐらいと言われるような世界を取り巻く不況が襲ってきているというようなことでございますけれども、とりわけ自動車産業が非常な打撃を受けておると。そういう中で、本町に立地する自動車関連の企業ですね、聞くところによりますと、なかなか仕事がないと。そういう中で、派遣社員を初め独自で抱えております臨時社員についても、ある会社では11月中ぐらいに人員整理をやったと。こういう中で、本町に与える財政的な関係でございますけど、法人2税あたりが今後どういうふうになっていくのか、そこら辺あたりが本町の財政に影響を与えてくるというふうに思うんですけど、その辺の見通しといたしますか、御認識をどういうふうにお考えになっているかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（村上正弘君）町長。

○町長（鶴田忠良君）今の件につきましては、具体的には承知をしておりますけれども、多少の影響は出るだろうとは思いますが、例えばユニシア、あるいは日本プラスト等に伺いましたけれども、それは来年度ぐらいになるのではなかろうかというようなことをおっしゃっておりました。本年度に前倒しでというようなことは、少しはあるかもわからないけれども、余り影響はないのではなかろうかというのが、まあ簡単に言いますとそういうお話でございました。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

亀頭議員。

○12番（亀頭寿太郎君）私はちょっと2点ほど、安元議員と関連するところも多いんですが、派遣社員の関係で、特に住宅がなくなる云々というようなこともいろいろと

報道されておるところでございますが、そうしたことでもって、本村の住民でもって、派遣社員のでもって住宅云々というようなことでもって、本村の町営住宅等を幾分考慮するというような感覚でもって予算措置を考えておるかどうかと、そういうようなところと、もう一点は、先ほど村長の説明の中で、財産の売却ということは議会の議決を経ない金額でもっておさまっておるのかと、2点です。

○議長（村上正弘君）総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）1番の答弁につきましては、住民課長のほうから答弁をしていただきます。

2番の財産の売り払いの関係でございますが、議決を要しない範囲、面積、それから金額でございます。

○12番（亀頭寿太郎君）以上でいいですよ。安元議員が聞いたから。

○議長（村上正弘君）いいですか、もう。

はい。

○住民課長（廣崎誠治君）派遣社員等のアパート、寮を追い出された方の町営住宅を活用するという話だと思いますけど、一応、町営住宅につきましては、もう結構古い団地が多いので、今後の方針としては、空き家が出たときは政策空き家で、もう修理代がすごくかさみますので、もう入居させるような考えは今のところございません。

以上です。

○議長（村上正弘君）ほかにないですか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、町長の提案理由に対する質疑を終了します。

これから、本日審議、採決を行う議案の上程を行います。

○議長（村上正弘君）日程第4、同意第4号 上毛町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友岡みどり君）それでは、同意第4号について朗読で説明にかえさせていただきます。

上毛町教育委員会委員の任命について。

上毛町教育委員会委員に次の者を任命する。

平成20年12月9日提出。上毛町長、鶴田忠良。

氏名、小林重則。生年月日、昭和11年11月2日生まれ。住所、上毛町大字土佐井1153番地。

理由。上毛町教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

以上でございます。よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）選任案件の件ですが、上毛町になって一般的にはこういう氏名を採決の直前になって公表するというやり方をとっていましたが、前は事前に氏名を明らかにしたということもあります。そこで、今回なぜこういう氏名を伏しての提案であったのか、配付のときにですね。直前になって、1時間前になって氏名を明らかにいたしました。なぜそういうやり方をしたのかということと、本日採決しなければ困るのかどうか、この2点をお伺いいたします。

○議長（村上正弘君）町長。

○町長（鶴田忠良君）私どもはこういう形式で皆様方に、先ほどもございましたけど、全員協議会で御理解いただき、なおかつ本会議で議決を御承認を願う手法をとってきたというふうに思っております。

それから、なぜ本日ということでもありますけれども、教育委員会の組織を考えますと、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、中学校の中身につきましては、恐らく皆さん方も風評等で御存じと思うわけではありますが、確固とした教育内容の充実を図ってもらわなきゃならないということもありますし、聞くところによると、明日、教育委員会を開催したいということを考えておられるということでもありますので、本日委員を御承認いただきまして、5人体制で新たな教育体制、教育委員会体制を構築するということになるかと思っておりますので、そういう事情で本日御提案をさせていただきましたし、かつ、また御承認をいただきたいと、こういうことでございます。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、同意第4号を反対の立場から討論いたします。

今の説明で、あす委員会を開きたいということでありましたが、こういうのは事前にですね、採決の直前になってするのではなくて、事前に議員にそういうことを知らせておいて、十分審議ができるような、そういう状態にしておかなければいけないと思います。こういうやり方であれば慎重審議を行うことはやりづらいということですので、提出の仕方に問題がありますので反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（村上正弘君）起立多数。よって、同意第4号 上毛町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第11、議案第58号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）それでは、議案第58号につきまして御説明させていただきます。

議案第58号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

理由といたしましては、福岡県の後期高齢者医療広域連合の議会の議員の定数に係る経過措置を延長するとともに、当該広域連合に対し構成市町村が負担する共通経費の負担割合を改めるため、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて

て、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましてですが、次のページに条文の改正について記載しておりますが、1枚めくっていただいて、新旧対照表のほうがわかりやすいと思いますので、こちらで御説明を加えさせていただきます。

まず、今回の改正の内容につきましては、大きく2点でございます。1点目は、附則の第3項、4項の改正でございますが、中身といたしましては、広域連合の議員定数につきましては、本規約の本則において34人というふうに定めておるところでございますが、これは当初2年間、全市町村が参加意識を持って円滑に新制度を開始するために、77人とするという経過措置が設けられておりました。しかしながら、本年4月の制度発足以降、国の制度、それから運用の見直し等々が行われまして、今後もし引き続き検討される状況にあるために、議員定数に係る経過措置期間を新たに2年延長するもので、21年3月31日までのものが23年3月31日までとするというような形での延長措置の規約改正でございます。

もう一点、別表第3に係る部分でございます。これは現行の規約における市町村の共通経費に係る負担金割合、共通経費の負担金割合について定めておるところでございますが、当組合の広域連合の発足、設立準備の段階では、事務費とか人件費等、具体的なその総額等が明確でなかった事情がございました。そのため、既存の他の組織とかの算出割合等を参考にしながら、特に財政規模の小さな自治体の負担を考慮しまして、均等割を2%というふうに抑え込んだ形で、それぞれに合った人口割、高齢者人口割を定められておった経緯がございます。20年4月からの運営が始まって、実際の事務経費の内容等の検証を行った結果、現行の割合では非常に実際とは乖離をしているということから、今般見直しということで、新たな負担割合として均等割を7%、高齢者の人口割と人口割をそれぞれ46.5%に改定するものとしたところがございます。この規約の施行については、県知事の許可の日からです。

別表第3の負担金割合の改正については、平成21年度の市町村分担金の算定から適用するものとされておるところでございます。

以上です。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）均等割を2%から7%にしたということで、説明では、小さな自治体にとってはかなり負担割合が多くなるという説明でありました。それで、高齢者人口と人口割合が少し減っていますよね。これについてはどうなるのかですね。全体として、この上毛町ではどういう負担になるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（村上正弘君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）高齢者人口割につきましては、後期高齢者医療の事務の一番の対象者である被保険者数に応じた負担部分ということで、人口割は御承知のとおり自治体の人口規模に比例した負担分となりますが、これにつきましては広域連合の運営調整会議の中で、地方交付税の算定が75歳以上の人口を基礎としていることとか、他の広域連合などの全国の状況、それから自治体の財政事情等を総合的に考慮したところで、高齢者人口及び人口割をそれぞれ46.5%とすることとされたこととされております。

それから、今回の均等割の改正によりまして出る影響ですね、これを単純に平成20年度の本町の負担金に置きかえて計算し直してみますと、96万4,000円余りの増額というふうになります。ですから、一応今までは均等割が非常に低率に抑えられていたことで恩恵にあずかっていたわけですが、今回の見直しで応分の負担ということで、そういうような状況になっております。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）ありませんか。はい、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第58号は反対の立場から討論いたします。

議員定数を2年間変更しないと、延長するということでは、小さな自治体の意見も反映されるということで、この点についてはいいわけですが、共通経費の負担については、上毛町では負担増ということですので、反対いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上正弘君) 起立多数。よって、議案第58号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第12、議案第59号 吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更についてを議題とします。議案内容の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(廣崎誠治君) それでは、議案第59号を朗読して提案させていただきます。

吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年4月1日から吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務のうち、霊柩自動車の管理運営に関する事務を廃止し、吉富町外1町環境衛生事務組合規約を別紙のとおり変更するという形でございます。

理由といたしまして、近年の葬祭形態の変化により、吉富町外1町環境衛生事務組合が管理運営する霊柩自動車の利用者が激減したことに伴い、当該組合の共同処理する事務のうち、霊柩自動車の管理運営に関する事務を廃止したいので、地方自治法290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

条文につきましては、次の次のページに新旧対照表をつけております。現行の3条の3に「霊柩自動車の管理運営に関する事務」というのがございますが、これを削除するという形でございます。

以上です。

○議長(村上正弘君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）最近の葬祭のやり方の状況によってかなり減ったということですが、この利用は今までどのような形でされていたのか、また利用状況について、ここ近年の数字についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（村上正弘君）住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君）18年度、19年度、20年度でお答えしたいと思います。

18年度は火葬場の利用者が170名で、そのうち霊柩車を使用した人が45人ということで、26.5%でございました。19年度は153人のうち24人、15.6%、20年度になって激減いたしまして、現在135名利用しておりますけど9名の利用しかございません。という利用形態でございます。

○議長（村上正弘君）茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）平成19年まではですね、主に業者ですね、霊柩車をほとんど業者は持っていると思います。組合もありますからね。しかし、平成20年度にこのように激減したということは、どういう原因なのかですね。

それから、平成19年に24名ということで利用されていたということですが、これは主にどういう業者か、個人といいますか、かなり業者のほうに近いんでしょうが、されていたのかお尋ねします。

○議長（村上正弘君）住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君）最近の葬祭、JA、積善社、いろいろありますけど、主に19年度24人のうち23人が上毛町で、吉富町が1人利用しているという形で、上毛町の分については主に上毛町の垂水にありますセレモニーホール大善社の利用者ということです。それで、20年度については吉富町1人、上毛町8人という形の利用ですが、大善社のほうでも霊柩車を借り上げて利用しているという形がございまして、だんだん減ってきたと。組合所有の霊柩車が結構古いものですから、なかなか利用者が減ってきたという。ちなみにこの霊柩車は昭和61年3月に購入しております、もう22年が経過しております。そろそろ買いかえの時期も来てはいますが、費用対効果を考えると、もう廃止したほうがいいんじゃないかと。それと大善社のほうも、この霊柩車についてはなくなっても借り入れたりするということで困らないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（村上正弘君）茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）もう古いですからね、古かったですから、この大善社にですね、古いからもう上毛町はこの事務はやめると、廃止したいと、もうこの先購入する考えはないというような意向は伝えてあるのではないですか。ですから大善社もその対応に迫られて、上毛町の霊柩車を利用しなくなったということがあるのではないかなと私は推測するわけですが、その点についての経緯はどうだったのかお尋ねします。

○議長（村上正弘君）住民課長。

○住民課長（廣崎誠治君）その件についてはよくわかりませんが、まあ近年、やっぱり亡くなられた方を送るには立派な霊柩車という形で送りたいというのが喪主さんの意向ではないかなというふうに考えています。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第59号 吉富町外1町環境衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）それでは、これから議案の委員会付託を行います。

12月5日議会運営委員会の協議結果を資料として配付をしております。運営資料の3ページをごらんください。なお、付託案件の朗読に際しては、議案名の朗読は省略します。

議案第53号（所管分）、議案第56号、議案第57号の3件は、総務、産業・建設常任委員会へ。

議案第52号、議案第53号（所管分）、議案第54号、議案第55号の4件は、文教・厚生常任委員会へそれぞれ付託をいたしたいと思いますが、これに異議ありません。

んか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

続いて、常任委員会の開催日についてお諮りをいたします。運営資料4ページ、委員会日程表をごらんください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおりに決定したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会の開催日は運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散会 午前10時42分

平成20年12月9日